

平成20年12月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第207号 裁決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成20年10月20日

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞ヶ関ビル26階

被 告

同代表者理事長

裁決をした行政庁

同審査会代表者会長

上記訴訟代理人弁護士

同

望 月 浩 一 郎

蛇 川 高 範

地方公務員災害補償基金

成 瀬 宣 孝

地方公務員災害補償基金秋田県支部審査会

加 賀 勝 己

橋 本 勇

羽 根 一 成

主 文

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

地方公務員災害補償基金秋田県支部審査会が平成19年12月5日付けで原告に対してした棄却裁決を取り消す。

第2 事案の概要

秋田県立能代養護学校の教諭であった原告は、平成6年7月18日に実施された定期健康診断の採血検査の際の差し針行為に関して、同月26日、「右前腕尺骨神経損傷」と診断され、その後、「右前腕内側皮神経損傷、右上肢反射性交感

神経性ジストロフィー」と診断された。原告は、療養を継続したが後遺症が残存するとして平成17年6月20日、地方公務員災害補償基金秋田県支部長（以下「原処分庁」という。）に対し、地方公務員災害補償法（地公災法）による障害補償年金の支給を請求したが、障害等級に該当する程度の障害が存しないと判断されたため、この決定を不服として地方公務員災害補償基金秋田県支部審査会（以下「支部審査会」という。）に審査請求したが、棄却された（以下「本件裁決」という。）。本件は、原告が、本件裁決の取消を求めて訴えを提起したという事案である。

1 争点

本件裁決には裁決固有の違法事由があるか。

2 当事者の主張

（原告の主張）

支部審査会は、本件裁決において、原告が主張した事実及び提出した証拠に対する判断を何ら示さないまま、結論だけを記載しているが、これは、裁決には理由を附さなければならないとする行政不服審査法41条1項に違反するから、裁決形式の瑕疵に当たり、裁決固有の違法事由がある。

（被告の主張）

本件裁決には理由が附されており、裁決形式の瑕疵は存在しない。原告の主張は、認定基準に関する自己の主張や、X線写真やサーモグラフ検査報告書に関する自己の見解が容れられなかったことに対する不服であり、これらは実体的判断の適否の問題に帰着するから、裁決固有の違法事由には当たらない。

第3 判断

行政事件訴訟法（行訴法）10条2項は、処分の取消の訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消の訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消の訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消を求めることができないと規定している。地公災法は、裁決主義を採らず、原処分に対する取消の

訴えを認めているから（同法56条）、本件裁決の取消を求める本件訴訟においては、原告は、原処分の違法を主張できず、裁決固有の違法のみを主張できる。

原告は、裁決固有の違法事由として、理由が附されていないと主張するが、裁決に理由を附記すべきである（地公災法51条5項、行政不服審査法41条1項）とするのは、判断の慎重、公正を期し、その恣意を抑制するとともに、決定、裁決の理由を明示することによって不服申立人に原処分に対する不服申立てないしは取消訴訟の提起に関して判断資料を与える趣旨に出たものと解されるから、このような趣旨に照らすと、本件裁決の理由附記に不備があると認めることはできない。

原告の主張は、畢竟、カウザルギーの認定基準に基づいて判断すべきであるとの主張やX線写真やサーモグラフ検査報告書から原告の主張する所見が認められるとの見解が容れられなかったことに対する不服であって、原処分の判断を維持した本件裁決の実体的判断の適否の問題に帰着するから、裁決固有の違法事由には当たらないのであり、このような事由を主張して本件裁決の取消を求めることはできない。

以上によれば、本件裁決には、裁決固有の違法事由は認められないから、原告の本件請求には理由がない。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官

渡 邊

弘

裁判官 三 浦 隆 志

裁判官 秋 武 郁 代

